

都立学校実習支援専門員の主な勤務条件

(令和7年5月14日現在)

事 項	内 容
雇用期間	令和7年7月1日から令和8年3月31日まで ※ 公募による再度任用に、4回まで申し込むことができます。 ※ 期間を定めた任用であり、令和8年4月1日以降の任用を保証するものではありません。公募による再度任用は、雇用期間内の勤務実績等により選考の上、決定します。
勤務日数	年間144日。ただし、各月の勤務日数は11日以上とします。 各月の勤務割振りについては、配置先の所属長が決定します。
勤務時間	1日7時間45分
休暇等	(有給) 年次有給休暇、公民権行使等休暇、慶弔休暇、妊娠出産休暇、母子保健健診休暇、妊娠通勤時間(※)、出産支援休暇(※)、育児参加休暇(※)、夏季休暇(※)、災害休暇(※) (無給) 生理休暇、妊娠症状対応休暇、育児時間(※)、子どもの看護休暇(※)、短期の介護休暇(※)、介護休暇(※)、介護時間(※)、育児休業(※)、部分休業(※)、子育て部分休暇(※) ※ 一定の要件を満たす場合
条件付採用	原則として、採用から1か月は条件付きの採用となります。
兼業・兼職	営利企業等に従事する(兼業)する場合は、届出が必要です。
報酬	201,600円(月額) ※ 報酬額は、常勤職員の給与との権衡を考慮し、前年度の報酬額を基準として、各年度の4月1日に見直します。 ※ 一定の要件を満たす場合、期末手当、勤勉手当を支給します。
通勤費	第二種報酬(通勤費相当分)を支給します(上限150,000円/月)。(※) ※ 特急料金を含みます。なお、特急料金については一定の要件を満たす場合に支給します。
公務災害補償	東京都非常勤職員の公務災害補償等に関する条例(昭和42年東京都条例第114号)及び労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)の定めるところによります。
社会保険	地方公務員等共済組合法(昭和37年法律第152号)、厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)及び雇用保険法(昭和49年法律第116号)の定めるところにより、それぞれの保険に加入します。

○上記については、制度改正等に伴い変更となる場合があります